

第14期（2019年度分）

コープぎふ 福祉活動助成基金交付申請の手引き

～ **福祉活動助成基金は**
“たすけあいのある地域社会づくり”
を応援します ～

《申請書の受付締め切り》

2018年11月30日（金）必着

《お問い合わせ・書類の提出先》

〒509-0197

各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1

生活協同組合コープぎふ

くらしの活動部 福祉活動助成基金運営委員会事務局

電話 058-370-6873

※ 受付時間：月～金曜日、9:00～17:00



生活協同組合コープぎふ 福祉活動助成基金運営委員会

第14期（2019年度分）コープぎふ福祉活動助成基金 募集要領

はじめに

コープぎふでは、組合員が参加する福祉活動の応援、地域福祉の向上をめざし、2006年度より助成基金の運用を開始、13年間にのべて186団体、約3451万円の助成を行いました。

2019年度分の助成事業を以下の要領で募集いたします。

本要領をよくご参照の上、申請して下さい。

1、助成対象団体

（1）岐阜県内で障がい者や高齢者、児童などへの支援等、地域福祉の向上に寄与する活動を自主的、継続的に行っている非営利団体で、コープぎふの組合員が2名以上参加している団体。

（2）法人格の有無は問いません。

ただし、法人格を有しない場合でも団体の規約及び代表者を定めていることおよび会計報告が行われていることが必要です。

（3）岐阜県内に活動拠点がある団体。

法人本部等が岐阜県外にある場合でも、岐阜県内に活動拠点を有し自立的に活動している場合は対象となります。

（4）助成の対象外となる団体等

- ・営利団体、行政
- ・規約、責任者、連絡先等が明確でない団体
- ・コープぎふ組合員が2名以上参加していない団体
- ・その他不適格を認められる団体（法令違反があるなど）

2、助成対象となる活動

（1）コープぎふの理念である「笑顔あふれる協同の暮らし」と合致し、生協組合員を含む自発的な「福祉活動」、「社会貢献活動」より良い地域社会作りをテーマとする活動が対象です。

- ・高齢者、障がいのある者、幼児・児童、その他住民の生活を支援する「活動」「施設づくり」。
- ・高齢者、障がいのある者、幼児・児童、その他住民が住みよい社会づくりという目的に沿う「調査・研究活動」「交流集会・研究会・シンポジウム」開催等。
- ・その他、前述の目的を達成するために必要な事業。

（2）助成の対象となる活動期間

2019年4月1日から2020年3月31日

上記の期間中に実施する活動でかつ経費支出が完了するものに限りです。

（領収証の日付がこの期間内であることが必要です。）

（3）原則として岐阜県内で行う活動を助成対象とします。

ただし、岐阜県民を主たる対象とした現地研修等の活動を岐阜県外で行う場合は対象とします。

(4) 以下の活動は助成対象とはしません。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 特定の個人または団体のみの利益に寄与する活動
- ③ 直接金品を給付する事業。
- ④ 行政からの受託事業
- ⑤ 政治活動または宗教普及を目的とする活動、及びそれらと一体性を持つ活動

3、助成の区分、助成額と回数制限

(1) 助成総額は 300 万円までとします。

(2) 助成の区分は下表の3コースとします。

コース	内容	助成金額上限・ 助成件数
A コース	(施設・建物整備事業) 活動拠点となる施設・建物の新築・増改築、ならびに修繕 や改修にかかる費用	100 万円 1 団体
B コース	(建物・機器・備品整備事業) 福祉活動に必要な機器(消耗品は除く)の購入に要する費 用	20 万円 5 団体
C コース	(調査研究、交流集会、研究会等) 障がい者や高齢者、児童等の社会参加・自立への機運を高 める活動や知識習得などのために講演会等を開催する場合 に要する費用。 (貸切バスを使った研修事業等の場合、バス代の補助は、 5 万円を上限とした半額の補助となります)	10 万円 10 団体

(3) 助成の回数制限

- ① 単年度、同一団体への助成は一事業までとします。
- ② 同一団体への助成の限度は、A コースは1回、B コースは3回までとします。
C コースについては制限を設けません。
- ③ 前年度助成した団体からの応募は受付しません。

4、助成金の対象経費

(1) 助成対象事業の実施に直接必要とする費用が助成金の対象となります。

費用項目	内容・注意
建物施設改修費	A コース、B コース 建物施設の新築、増改築ならびに修繕、改修
物品資材購入費	B コース 活動に必要な器具備品の購入（消耗品除く） C コース 活動に必要な物品、資材の購入
外部講師謝金	外部から招聘した講師等への謝金
ボランティア謝金	外部に依頼したボランティアへの謝金 団体内のメンバーへの謝金は対象外です。
業務委託費	団体では行えない専門的な業務作業の委託
印刷製本費	資料、チラシなどの印刷費
旅費交通費	交通費、ガソリン代、駐車場代、有料道路通行料など
通信費	郵送料、電話料など
事務消耗品費	事務用品、消耗品など
賃借、施設使用料	会議室使用料、レンタル料金など
雑費その他	振り込み手数料など

* 日常の運営に関する費用、他の事業の費用など助成対象事業への直接費用以外は対象となりません。ご注意ください

(2) 以下の費用は助成対象とはなりません。

- ① 職員等の人件費、事務所の水光熱費、家賃など、団体の運営に要する経費
- ② 機関紙等の定期刊行物発行に要する経費
- ③ 他の団体、個人への貸出を目的とした備品に関する経費
- ④ 団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する経費
- ⑤ 事業を実施する際の打合せ会議や下見に要する経費
- ⑥ 個人給付的な飲食費、宿泊費及び施設入場料などに要する経費
- ⑦ 保険料
- ⑧ その他、福祉活動助成基金の制度趣旨に合致しないと考えられる経費

5、募集期間、応募方法

(1) 募集期間

2018 年 1 0 月 1 日 (月) から 1 1 月 3 0 日 (金)

(受付締切日到着分まで有効)

期日後の到着は一切受け付けられません。ご注意ください。

(2) 応募方法

- ① 所定の「申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送またはご持参ください。

- ② 提出部数は 1 部です。(すべて片面印刷をお願いします。)
- ③ 提出分とは別に、必ず申請書の控え(コピー)を保管して下さい。

後日、申込内容を連絡担当者へお問い合わせする場合があります。

	様 式	様 式 名 等
申請書類	申請書 必須 (A・B・C コース共通)	福祉活動助成金 助成申請書 4 種類 【団体概要】・【事業計画】・ 【事業計画自己アピール】・【事業予算書】
	添付書類(1) (A・B・C コース共通) ①・②・③は必須	① 定款・会則もしくはそれに準ずる文書 ② 昨年度の決算書、本年度予算書等 ③ 直近の総会等の議案書
		④ 団体の紹介リーフレット、会報や活動の写真 等、団体の活動の様子が分かるもの(3 点以内)
	添付書類(2) (A・B コースのみ)	申請事業内容の分かる見積書。 ※見積書が無い場合は書類不備となります。

- ・申請書は【団体概要】・【事業計画】・【事業計画自己アピール】・【事業予算書】の 4 種類となっています。すべて必須です。
【団体概要】は団体の状況等を記入ください。
【事業計画】は、助成申請事業について記入ください。
【事業計画自己アピール】は助成申請事業についてアピールしてください。
【事業予算書】は、助成申請事業についてのみ記入ください。
- ・Aコースは複数業者から見積もりを取り費用削減に努めてください。
- ・書類審査のために重要です。具体的に記入ください。

(3)「申請書」送付先

〒509-0197
各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1
生活協同組合コープぎふ
くらしの活動部 福祉活動助成基金運営委員会事務局 宛

- * 提出いただいた書類に記入漏れや添付書類等に不備があった場合は、審査することができません。提出の際に再度ご確認をお願いします。
- * FAX、メールでは受付できません。
- * 受領通知は送付できません。必要な場合は、特定記録郵便等をご利用ください。

(4) 注意事項

- ① 提出された「申請書」及び添付資料は、助成金の選考のために「福祉活動助成基金運営委員会」で使用されます。

- ② 提出された「申請書」等はコープぎふのホームページ等で公開される場合があります。
- ③ 提出された「申請書」等は返却いたしません。

(6) 助成金説明会

数会場で説明会を開催します。

日時等は、「週刊コープぎふ」およびホームページで告知します。

6、助成金の選考及び決定等

(1) 「コープぎふ福祉活動助成基金運営委員会」で申請内容の審査を行い、助成の適否、助成金額を決定します。決定内容がコープぎふ理事会に報告されます。

- ① Aコース、Bコースは原則としてプレゼンテーションを実施します。

12月 19日(水) 午前中 予定

時間は個別にご案内します。

参加されない場合は申請を辞退されたものとみなします。

- ② Cコースは書類審査で決定します。

(2) 理事会で決定後、各申請団体に2019年2月末までに郵送にて助成の可否を通知します。

なお、助成決定先については、コープぎふ機関誌、ホームページ等で公開します。

(3) 助成決定先へは、助成金給付方法、事業報告等について通知します。

(4) 審査内容は公開いたしません。

7、助成金の給付

(1) 助成金の給付は、助成決定金額に基づく概算払いとし、指定口座に振り込みます。

- ① 助成金は、2019年4月末までに振込みします。

- ② 手続きのための書類等は助成決定通知と同時に郵送します。

すみやかに返送をお願いします

- ③ 事業完了後に残金が出た場合は返還していただきます。

8、助成事業の明示

(1) 事業実施にあたり、福祉活動助成基金からの助成を受けていることを明らかにして下さい。

例えば、以下の文言を事業で用いるポスター・チラシなどの印刷物や事業で作成する冊子などに記載をして下さい。

例1:「この事業は、コープぎふ福祉活動助成基金の交付を受けて実施しました。」

例2:「この事業は、コープぎふ福祉活動助成基金を活用して行っています。」

例3:「この冊子は、コープぎふ福祉活動助成基金からの助成を受けて作成しました。」

9、事業完了報告

- (1) 助成事業（活動）が完了後1カ月以内に、「実績報告書」に必要な書類（領収書等の写し・事業成果の分かるもの等）を添えて、提出して下さい。
- (2) 助成金の使途が分かるもの（領収書など）を必ず添付して下さい。団体としての支払いが確認できない場合は、助成金を返還していただきます。
- (3) 助成事業の成果・効果が分かるものを、併せて添付して下さい（参加者アンケートをまとめたものやその分析結果、作成した物品を用いた後の効果、改修・修繕後の効果がわかる写真など）。
- (4) 「実績報告書」の提出がない場合は、助成金額全額の返還していただきます。
（最終提出期限は、原則 2020 年3月31 日）

10、助成事業の公開等

- (1) 助成事業の内容を、コープぎふ機関誌（「DEKO」等）・ホームページ等で公開します。
公開される情報は、団体名、主な活動地域、事業名、助成金交付決定額、事業概要、及び「実績報告書」の内容、提供いただいた写真などです。
- (2) また広報のために取材等協力をお願いする場合があります。

11、事業の変更・取り消し、返還

- (1) 代表者、連絡先の変更等の場合は、速やかに事務局まで連絡して下さい。
- (2) 申請と異なる目的のための使用は認められません。目的以外の使用については助成金を返還していただきます。
- (3) 次の場合は、助成金の全額または一部を返金していただきます。
 - ① 虚偽または不正な手段によって助成を受けたことが判明した場合
 - ② 助成事業が対象期間内に完了できない場合や中止した場合
 - ③ 本助成金と他の助成金及び対象事業による収入の合計が助成対象事業の総事業費を上回った場合
 - ④ 助成金を対象事業以外に使用した場合
 - ⑤ 実績報告書を提出しなかった場合